

◆ 在留資格認定証明書交付申請書〔様式その1、その2F（同居）〕1通

◇ 様式用紙をコピーして使用する場合は、原本のサイズ（A4版）とし、鮮明なものを使用してください。

◆ 写真（縦4cm×横3cm） 2枚 2葉

◇ 申請前6ヶ月以内に撮影され、上半身の無帽、無背景で鮮明なもの。

◇ 1枚は申請書に貼付し、他の1枚は裏面に申請人の氏名を明記した上で封筒に入れて提出してください。

◆ 立証資料〔入管法施行規則別表第三に掲げる資料〕 各1通

（日本で発行された文書の場合は発行後3ヶ月以内、外国で発行された文書は発行後6ヶ月以内のものを提出）

当該外国人又はその配偶者の職業及び収入に関する証明書

① 在職証明書等職業を証明するもの

② 年間の所得及び納税額を証するもの（次のうち、いずれか一つ）

a 市町村役場発行の所得・課税証明書（市町村民税課税証明書） b 源泉徴収票

c 税務署発行の納税証明書（その1、その2） d 確定申告書の写し

◆ 当該外国人のパスポート（身分事項のページ）のコピー

◆ 返信用の封筒（定型封筒に宛先を明記の上、430円分の切手を貼付したものを提出してください）

（1）日本人の配偶者である場合

ア 当該日本人との婚姻を証する文書

戸籍謄本（戸籍謄本に記載がない場合は、婚姻届受理証明書が必要です。）

イ 当該外国人の出生証明書及び当該国の結婚証明書

ウ 当該日本人の住民票（全世帯分） エ 質問書、婚姻経緯の理由書、家族概要

オ 当該外国人とその配偶者の写ったスナップ写真 2枚程度

（2）日本人の特別養子又は子である場合

ア 当該日本人の戸籍謄本及び当該外国人の出生証明書その他の親子関係を証する文書

① 当該日本人の戸籍謄本 ② 当該外国人の出生証明書

③ 両親の婚姻に係る証明書、認知に係る証明書、養子縁組に係る証明書

（3）永住者の配偶者：当該永住者との身分関係を証する文書

①（ア）当該永住者の戸籍謄本（イ）結婚証明書又は婚姻届受理証明書（ウ）質問書、婚姻経緯の理由書、家族概要

② 当該永住者の外国人登録証明書（外国人登録原票記載事項証明書でも可）又は写し

（4）永住者の子：親子関係を証する文書

申請人の出生証明書

① 当該永住者の戸籍謄本、両親の婚姻に係る証明書、認知に係る証明書等のいずれかで親子関係を証するもの

② 当該永住者の外国人登録証明書（外国人登録原票記載事項証明書でも可）又は写し

留意事項

■ 提出資料が外国語により作成されているときは、その資料に「訳文」を添付してください〔入管法施行規則第62条〕

■ 個別の案件によって「その他参考となるべき資料」を添付していただく場合があります。（入管法施行規則第6条2第2項）

■ この申請は、申請人の他、次に該当する者が代理人として行うことが出来ます。〔入管法施行規則第6条2第3項〕

※本邦に居住する申請人の親族

※申請する場合は、申請人の親族であることを証明するもの（身分証明書）等を提示してください。

受付時間 9時～12時 13時～16時 月曜日～金曜日（祝日を除く）お問合せ：東京入国管理局 永住審査部門

〒108-0075 東京都港区港南5-5-30 電話 03-5796-7111（申請先：2階申請窓口）

在留資格認定証明書交付申請に必要な書類一覧
「定住者」

○在留資格認定証明書交付申請書 (様式その1及びその2T) 1通

※様式用紙をコピーして使用する場合は、A4版とし、鮮明なものをご使用下さい。

○写真2枚 (縦4cm×横3cm)

※申請前6ヶ月以内に撮影され、上半身無帽、無背景で鮮明なもの

※1枚は申請書に貼付し、他の1枚は裏面に氏名を記入した上で封筒に入れて提出して下さい。

↑ 3枚の12ポートの
コピー

○返信用封筒 (定型封筒に宛先を明記の上、430円分の切手を貼付したもの)

○立証資料 (入管法施行規則別表第三に掲げる資料) 各1通

(1) 当該外国人の身分関係を証する文書 (次のいずれか一又は複数の文書)

- 1) ~~戸籍謄本又は除籍謄本 (両親又は祖父母)~~ → ~~日本の子供~~ ~~戸籍謄本~~
- 2) 婚姻証明書 (両親・祖父母・申請人)
- 3) 出生証明書 (両親・祖父母・申請人) → タイの「出生証明書」
- 4) 死亡証明書 (両親又は祖父母) birth certificate
- 5) 呼寄せ人が日本人である場合は住民票、外国人である場合は外国人登録証明書又は旅券の写し (外国人登録原票記載事項証明書でも可) → ~~日本の子供~~ → 母の分

※上記以外に、認知に係る証明書、養子縁組に係る証明書、公証書等を提出願うことがあります。

(2) 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その収入を証する文書

1) 申請人が経費を支弁する場合 (次のいずれか一又は複数の文書で申請人が経費を支弁することができることを証するもの)

(ア) 申請人名義の銀行等における預金残高証明書等我が国において支払可能な資産を有することを証する文書

(イ) 雇用予定書

(ウ) 上記(ア)又は(イ)に準ずる文書

2) 申請人以外の者が申請人の経費を支弁する場合 (次のいずれか一又は複数の文書で申請人が経費を支弁することができることを証するもの)

(ア) 在職証明書 ✓

(イ) 納税証明書 (住民税又は所得税)

(ウ) 源泉徴収票 ✓

とんりつ

(エ) 確定申告書控の写し

(オ) (ア) から (エ) までに準ずる文書

留意事項

提出資料が外国語により作成されているときは、その資料に「訳文」を添付してください。 [入管法施行規則第62条]

個別の案件によって「その他参考となるべき資料」を添付していただく場合があります。 [入管法施行規則第6条2第2項]

この申請は、申請人の他、次に該当する者が代理人として行うことが出来ます。 [入管法施行規則第6条2第3項]

・本邦に居住する申請人の親族

※代理人が申請する場合は、代理人となる要件に適合する者であることを証明するもの (身分証明書等) を提示して下さい。

受付時間 9-12時・13-16時 月曜日～金曜日 (土日祝祭日を除く)

申請先・お問合せ 東京入国管理局 永住審査部門

〒 108-0075 東京都港区港南5-5-30

電話03-5796-7111(代表)

認 定 定 住 者

日本で発行された文書の場合は発行後3ヶ月以内、外国で発行された文書は発行後6ヶ月以内のものを提出

在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請に必要な書類等一覧

「日本人・永住者の配偶者等」

各在留資格共通

- ◆ 在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書(様式その1、その2(同居)) 1通
※様式用紙をコピーして使用する場合は、A4サイズで鮮明なものを使用してください。
- ◆ 旅券又は渡航証明書及び外国人登録証明書
- ◆ 当該外国人又はその配偶者の職業及び収入に関する証明書
 - (1) 在職証明書等職業を証明するもの
 - (2) 年間の所得及び納税額を証するもの(いずれか1通)
納税証明書(住民税又は所得税)、源泉徴収票、確定申告の写し
- ◆ 立証資料 各1通(入管法施行規則別表第三に掲げる資料)
※日本で発行された文書の場合は発行日から3ヶ月以内、外国で発行された文書は発行日から6ヶ月以内のものを提出

(1) 在留資格「日本人の配偶者等」

ア 日本人の配偶者である場合

- ① 当該日本人の戸籍謄本(戸籍謄本に婚姻事実記載がない場合は、婚姻届受理証明書が必要です。)
- ② 当該日本人の住民票

※ 変更申請の場合には、上記書類以外に

- ③ 質問書、婚姻経緯の理由書、家族概要
- ④ 当該外国人の出生証明書及び当該国の結婚証明書
- ⑤ 当該外国人とその配偶者の写ったスナップ写真 2枚程度

イ 日本人の特別養子又は子である場合

- ① 当該日本人の戸籍謄本
- ② 申請人の出生証明書
- ③ 両親の婚姻にかかわる証明書、認知に係る証明書、養子縁組に係る証明書など

(2) 在留資格「永住者の配偶者等」

ア 永住者の配偶者である場合

- ① 当該永住者との身分関係を証する文書
戸籍謄本、健康保険証等申請人に係る婚姻が継続していることを証するもの
- ② 当該永住者の外国人登録証明書(登録原票記載事項証明書でも可)又は旅券の写し

※ 変更申請の場合には、上記書類以外に

- ③ 質問書、婚姻経緯の理由書、家族概要
- ④ 当該外国人の出生証明書及び当該国の結婚証明書
- ⑤ 当該外国人とその配偶者の写ったスナップ写真 2枚程度

イ 永住者の子である場合

- ① 申請人の出生証明書
- ② 当該永住者の戸籍謄本、両親の婚姻に係る証明書、認知に係る証明書等のいずれかで親子関係を証するもの
- ③ 当該永住者の外国人登録証明書(登録原票記載事項証明書でも可)又は旅券の写し

留意事項

- ◎ 提出資料が外国語により作成されているときは、その資料に「訳文」を添付してください。[入管法施行規則第62条]
- ◎ 個別の案件によって「その他参考となるべき資料」を提出していただく場合があります。[入管法施行規則第20条第2項・第21条第2項]
- ◎ 申請は、申請人自身が出頭提出して下さい。(郵送不可)

受付：9時～12時 13時～16時 月～金曜日(祝日を除く) 申請先：2階申請窓口

お問い合わせ：東京入国管理局

〒108-0075 東京都港区港南5-5-30 (03)5796-7111

変 更 ・ 更 新 日 永 配 等

永住許可申請手續のご案内

永住許可申請を行う場合には、「申請人の在留資格等」の区分に従って、下記○印の書類の提出が必要です。
書類が不備の場合には、受付できないことがありますのでご了承下さい。提出書類は原本(オリジナル)をお願いします。
 申請の際は、外国人登録証明書と旅券(パスポート)または在留資格証明書をお持ち下さい。
 なお、申請後新たな書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承下さい。

提出書類等(作成後3ヶ月以内)	申請人の在留資格等 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等	定住者	就労 資格	家族滞在
1 永住許可申請書(その1, その2) ※16歳以上の方は、申請人ご本人がお越し下さい。	○	○	○	○
2 理由書(内容は自由にお書き下さい。) ※法務大臣宛ての日本語の文章をお願いします。	×	○	○	○
3 身分関係を証明する資料(夫婦、親子関係を証明する資料) 例え、このような書類です。ご不明な点はご相談下さい。 該当するもの全て ★日本人の配偶者 日本人の戸籍謄本 ★日本人の子 日本人親の戸籍謄本と子の出生証明書または認知届受理証明書 ★日本人の養子 日本人親の戸籍謄本と子の本国の戸籍謄本等 ★永住者の配偶者及び子 戸籍謄本、婚姻証明書、子の出生証明書等		該当するもの全て ★戸籍謄本 ★出生証明書 ★婚姻証明書 ★認知届受理証明書	×	該当するもの全て ★戸籍謄本 ★出生証明書 ★婚姻証明書 ★認知届受理証明書
4 申請人の外国人登録原票記載事項証明書と 家族全員の外国人登録原票記載事項証明書または住民票	○	○	○	○
5 申請人又は申請人を扶養する者の職業を証明する資料 ★給料生活者の場合は、勤務先からの「在職証明書」 ★許可・認可を要する事業の場合は、「許・認可証明書(コピー)」 ★法人の役員である場合は、「法人登記簿謄本」 ★自営業者で職業証明書がとれない場合は、 「確定申告書(原本とコピー)」か「取引先等からの取引証明書」	○ 該当するもの	○ 該当するもの	○ 該当するもの	
6 申請人又は申請人を扶養する者の所得を証明する資料 ★給料生活者の場合は、「源泉徴収票」 ★自営業者の場合は、納税証明書「その1」、「その2」(税務署で取れます)	○ 該当するもの 過去1年分	○ 該当するもの 過去3年分	○ 該当するもの 過去3年分	
7 申請人又は申請人を扶養する者の資産(預金・不動産等) を証明する資料 ★銀行預金や郵便局貯金等の「残高証明書」や「通帳(原本とコピー)」 ★不動産登記簿謄本	×	○	○	○
8 記載省略のない住民税課税証明書(市区町村で取れます)	○過去1年分	○過去3年分	○過去3年分	
9 身元保証に関する資料(身元保証人は、日本人又は永住者) (1)身元保証書(当局で配布しています) (2)保証人の職業証明書(上記5を参照) (3)保証人の最近1年分の所得の証明書(上記6を参照) (4)保証人の住民票または外国人登録原票記載事項証明書	○配偶者で可 ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○配偶者で可 ○ ○ ○
10 日本国または地方公共団体から叙勲や表彰状等を受けて いるときはその写し	×	○	○	○
11 住居報告書(当局で配布しています)	○	○	×	×
12 家族状況報告書(当局で配布しています)	○	○	×	×

※注意 永住申請中に、現在許可を受けている在留資格の在留期限が満了する方は、在留期限の満了する前までに、必ず「期間更新許可申請」を行って下さい。

受付時間	9時～12時 13時～16時
申請先・お問合せ	東京入国管理局宇都宮出張所 電話番号028-600-7750
	〒320-0033 宇都宮市本町4-15

申請後のお問合せの際は、「受理年月日」と「受理番号」をお手元にご用意してお願いします。

在留資格認定証明書交付申請の際の提出書類一覧

日本人の配偶者等（婚姻同居）

- 1 在留資格認定証明書交付申請書 [様式その1及びその2F（同居）] 1通
- 2 写真（4cm×3cm） 2葉
 - * 6か月以内に撮影され、上半身の無帽、無背景で鮮明なもの
 - * 1葉は申請書に貼付し、他の1葉は裏面に氏名を記入した上で封筒に入れて提出してください。
- 3 立証資料（入管法施行規則別表第三に掲げる資料） 各1通
 - ア 当該日本人との婚姻を証する文書 結婚証明書（中国の場合は公証書）
 - イ 申請人の出生証明書（中国の場合は公証書）
 - ウ 戸籍謄本（謄本に婚姻事実の記載がない場合は、婚姻届受理証明書が必要です。）
 - エ 当該日本人の住民票
 - オ 当該外国人またはその配偶者の職業及び収入に関する証明書
 - 職業関係書類 △在職証明書（会社員等）
 - △登記簿謄本（会社役員等）
 - △営業許可書写し、確定申告書控え写し（自営業等）
 - のいずれか一つ
 - 所得関係書類 △源泉徴収票
 - △納税証明書その1、その2（税務署発行のもの）
 - △市県民税課税証明書（市区町村発行のもの）
 - のいずれか1つで年間総所得額のわかるもの
- 4 返信用 定型封筒(約23.5cm×12cm) 宛先を明記の上、¥430分の切手を貼付したもの
- 5 その他（必要に応じて当局が提出を求める書類等）

[留意事項]

- * 各証明書は3か月以内に発行されたもの
- * 各書類は日本語以外のものは翻訳文を添付すること
- * 提出書類はすべて原本とし、交付・不交付にかかわらず、一切返却いたしません

問い合わせ先

〒231-0023 横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎

東京入国管理局横浜支局 就労・永住審査部門

TEL 045-661-5111

外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 045-651-2851

申請 受付 午前 9:00～12:00 午後 1:00～4:00